

〔質問〕 沖本

議長からのお許しをいただきましたので、議席 22 番、市政クラブ、沖本浩二、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、新地方行政改革指針について伺います。ことしの 3 月 29 日、総務省は地方公共団体の行政改革推進のための新しい指針の策定についてという事務次官通知を各都道府県、政令指定都市の市長あてに行い、各都道府県においては、都道府県内の市町村へ同じくその旨を周知するように通知されております。国が地方自治体の行政改革のための指針を示したのは平成 9 年以来 8 年ぶりのことで、平成 17 年度を起点とし、おおむね平成 21 年度までの具体的な取り組みを明示した集中改革プランの公表を求めるなど、地方自治体行政に影響を与えるものになっております。新たな地方行政改革指針の特色としては、自治体行政の具体的な取り組みが住民に公開されることを強く意識したものになっています。これまで地方自治体で進めてきた行政改革の取り組みが、住民に十分に理解されておらず、一部、自治体の不適切な給与支給の実態が明るみに出るなどして地方自治体への不信を招いていることを払拭することが大きなねらいだと言われております。

初めに申し添えておきますけれども、私自身は行政改革の進め方は各自治体によって個性があつてしかるべきだと思います。その個性が質の高い行政を推進するものであれば、当然、市民の皆様にも理解が得られるものと思ひますし、一方的に国から押しつけられるような改革の進め方はおかしいと、そういうふうに思っております。

昨日、前任者からの質問に対し、星野市長みずから答弁されていた中では、第四次行政改革大綱に向けての検討をしているとありました。恐らくその中に織り込まれている内容ではあると存じますが、先ほど述べた私の思いを込めつつ、あえて重だつたところをお伺いしたいと思います。

一つ目に、平成 9 年以来、8 年ぶりに国から新しい行政改革指針を示されてきたわけですが、この指針が出たことに対して本市としてはどう受けとめて考えておられるのか。二つ目として、国の指針では、平成 17 年度を起点としておおむね平成 21 年度までの具体的な取り組みを明示した集中改革プランを平成 17 年度中に公表することを求めています。本市としてはどのように考え、どのように進めようと思われているのか。三つ目といたしまして、特殊勤務手当を始めとする諸手当のあり方の総合点検と早急な見直し、技能労務職員の給与の適正化を求めています。新聞などでも報道されましたが、本市も該当している徒歩通勤手当、それ以外にも適正な運用が必要だと判断し、改善していかなければならない手当があるのか。また、あるとすれば、労使協議を含め具体的にどのように改善を図っていくのか。四つ目として、地方公務員法第 42 条には「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とあり、福利厚生事業の実施は自治体の責務ともなっています。国の指針では、新たに福利厚生事業の実施状況等を公表することが求められているわけですが、本市の福利厚生事

業はどのようなものがあるのか。また、それを公表したとしたときに、市民の目から見て理解を得られるものになっているのか。五つ目といたしまして、国の指針では、新たに制度化された指定管理者制度の活用を求めている。今後3年間に現在直営で管理しているものを含めすべての公の施設について、管理のあり方を検証し、その検証結果を公表することになっておりますが、この作業はどのように進められるのか。6番目として、国の指針は他団体と比較可能な指標に基づき公表するなど、住民等にわかりやすい形での公表を求めているが、本市としては、国の指針で求めているものを含め、何をどのように公表していくのか。以上、6項目についての答弁をお願いするものです。

次に、開かれた議会について市長のご所見を伺いたいと思います。本来であれば、まずはこの件に関しましては会派の中で論議し、そして、議会運営委員会に諮るものでありますから、そんなものはそっちで決めてくれというふうにおっしゃられてもいたし方ないとは承知しております。また、諸先輩議員の方たちが、皆様が、これまでも何度も議論されてきた内容でありますから、この場で今さら何だというふうにおしかりを受けるところでもございますが、ぜひお許しをいただきたいと存じます。

昨年9月の市長選挙で星野市長とその座を争った候補者の方のお一人は、座間市議会は土曜日を開きますという基本姿勢を掲げていらっしゃいました。また、これまでの議会運営委員会の中でも、土曜日、日曜日議会、夜間議会の開催についても論議されております。他自治体では既に取り入れているところもあります。あくまでもこれは個人的な意見ですが、やはり、市民に開かれた議会を考えるならば、こういった取り組みはやり方を工夫しつつも必要なものだと思っておりますし、市民の方も望んでおられると思います。本市でも、電子自治体への推進が図られているところでもあります。インターネットを使った本会議の中継は県議会を始め横須賀市、川崎市、逗子市が既に導入しており、お隣の相模原市も今月3日から開催されている定例会から中継を始められたそうです。また、横浜市についても、ことしじゅうに導入するという予定だということです。土曜日、日曜日議会、夜間議会を開催するに当たっては、議員皆さん、理事者の皆さん、それぞれのご都合もありますし、理事者の皆さんにおかれましては、休日出勤手当や残業手当などの人件費の問題があることはもちろん、心身的にもご苦勞をおかけすることになります。また、インターネット議会中継では、それなりの設備費もかかる話ですから、いずれにいたしましても予算の問題がございます。ちなみにインターネット議会中継というのは、川崎市さんの場合は導入事業費に、議場内で設置されたカメラ、マイク、パソコンなどの設備費、通信配信にかかる費用ほか工事費を含めた総額1,400万円、年間ではメンテナンス費用と思われるそうですが、500万円かかっているそうです。こういった問題、課題を踏まえつつも、まずは市民に対して開かれた議会を考えたとき、星野市長はどのように思い、考えておられるのか、ご所見をお聞かせいただきたいと思います。

次に、明るく住みよいまちづくりについてお伺いいたします。先日、さがみ野やすらぎまちづくり委員会が主催いたしますさがみ野ストリートガーデン、市道14号線沿いの緑地

地帯の 300 メートル間に冬から春にかけ美しく咲いた花の撤去作業を、その作業のお手伝いへ同僚議員の 2 人と参加させていただきました。そのときに東原小学校、それから、栗原小学校の約 200 名の生徒さんたち、そして、引率されてきた先生方と一緒に約 1 時間、大変、気持ちのいい汗をかかせていただきました。

さて、3 月の定例会で飛田議員の一般質問、里親制度推進に対する市長のご答弁でも触れられておりましたが、この地は、毎年、南中学校の生徒さんと地域住民の方が花の植栽をし、市民の目を楽しませ、心を和ませていただいているところでございます。同じように、市道 13 号線の歩道にある緑地スペースも市民、住民の皆さんが、それぞれの工夫で花壇内に花を咲かせていただいている活動が行われています。もちろん、他地区においても、各自治会それぞれの方がその規模に差はあるものの思い思いの花を植えているということです。

私も、先日、地元のさがみ野さくら自治会の美化デーの後に、有志の方たちと一緒に、敷地内ではありますけれども、空きスペースに花を植える活動を行いました。第三次座間市総合計画、第 3 編、快適でうるおいのあるまちづくりを目指して、第 1 節、地域環境の充実の実施計画の中で取り組み、花とうるおいのある緑地づくり事業、この中では事業期間、平成 17 年度から 19 年度、事業費 420 万円、事業展開として相模が丘なかよし小道 1.3 キロ、四季折々の花をプランターに植えつけ、年 3 回置きかえを実施。管理は市民参加とし、市民参加のもと参加者の花壇に年 3 回花植えを実施、また、「公園・広場・街かど花づくり運動」として芹沢公園、座間公園、かみが沢公園、相模が丘なかよし広場並びに四ツ谷県流域用地ですか、及びひまわり公園に市民の協力を得て年 2 回花植えを実施と。また、立野台公園にもシカ小屋跡地整備において花壇を設置し、市民の協力を得て当該事業を推進すると、こういうふうに言われております。以上のような事業を設定されているわけですが、あくまでもこの地区を限定した事業計画になっていると思います。そのほかに座間市では、公共施設外で行っているボランティア活動の助成制度として民間施設緑化事業の生け垣設置奨励金制度、それから、民間駐車場の緑化に対して樹木を無料で配布する制度がありますが、花植えに関してはございません。また、自宅前の市道に面する空きスペースに花を植えるといった方たちがおられますが、こちらにも助成制度はありませんし。逆にその規模によっては道路管理課の許可を得て植えることになります。

私は、協働まちづくりの考え方として、こういった公共施設以外で行っている市民主導の活動に対しても、市として何らかの助成制度があつてよいのではないかと考えます。平成 12 年度予算編成方針では、公共施設緑化推進策として花や緑のあふれる明るい住みよいまちづくりを実現するために公共地への植栽とポット苗を配布して、市民、団体のボランティアによる花づくり活動を支援し、緑化推進に努めるとあります。だとすれば、先ほど述べた花と潤いのある緑地づくり事業で限定されている地区を拡大追加していく事業と解釈してよいのか、あるいは別の全く違う事業として考えておられるのか、お示しいただきたいと思います。

また、平成 17 年度予算編成方針には、広場や多目的広場などにおいて、市、市民、企業等による協同の花植え活動を推進するに当たり、その活動に協賛し、あるいは資金や労働力等を提供した企業等の広告掲示を検討するための要綱制定等について研究するとありますが、研究されている現時点でその実施時期やPR方法などお決まりであれば、お示しいただきたいと存じます。

次に、学校教育の問題課題についてお伺いしたいと思います。先日、たまたま世界一受けた授業というバラエティー番組を見ていまして、タイトルは現役教師、河合敦歴史教科書、ピフォーアフター、あなたが学んだ歴史はもう既に非常識というものでした。河合さんがおっしゃるには、旧 1 万円札ですか、描かれております聖徳太子、この聖徳太子の肖像画は、最近の研究で死後 100 年以上たち、想像で描かれたものだということがわかったそうです。まず、服装が存命していたときと言われる時代に合わない、尺も当時はなかったということと、「厩戸皇子」というのは実際にいたらしいということですが、その彼に伝説が幾つもくっついて聖徳太子になったのではないかとされていると。また、複数説などもあるようです。私がちょうど子供、学生時代というと、「いいくにつくろう鎌倉幕府」と覚えた 1192 年の鎌倉幕府の成立も守護地頭という役人を全国に派遣したのが 1185 年だったことから 1192 年は誤りだというふうにもおっしゃってもいられました。歴史は研究されて、こういった新事実が続々とわかって歴史の教科書の記述も変わっていくそうです。

さて、本題であります、前任者からも質問がありました、新聞やテレビ報道でも取り上げられている教科書問題について教育長にお伺いしたいと思います。私は、教育改革というテーマにした講演を実は先日聞く機会がありまして拝聴させていただきました。まさに教科書問題で報道されている渦中の人と言って過言ではない八木秀次氏、高崎経済大学の助教授さんですか、の講演です。ご存じの方も多いと思いますけれども、新しい歴史をつくる会の会長を務められている方です。死への賛美、そして新しい歴史教科書をつくる会 F 社への賛否はちょっと傍らに置きまして、私自身もこれを拝聴したからと言ってすべてに賛同するわけではなく、ニュートラな立場でということでも申し添えておきます。講演の中では、講演の中でいただいた冊子にも書かれたことを少しだけ紹介させていただきますと、最近の歴史教科書では、日本の歴史的人物とか、日本の英雄が削られて近隣国の英雄がとかく大きく扱われている。近隣国政府の首相がそのまま教科書に反映されている。こういった教科書で学んだ中学生というのは、歴史の学習を 2 年間してきて、あなたは日本はどんな国だという印象を持ちましたかという問いに、日本はとても怖い国だと、悲しい気分になることが多かった、恐ろしい国だと思ったなどなど、そういった回答が返ってきたそうです。日本でニートと呼ばれる若者がふえた要因の 1 つでもあるのかなというふうにも言うておられました。来春から使われる中学校教科書の検定結果が 4 月 5 日に公表されました。注目されていた歴史と公民の分野では F 社を含み 8 社すべての教科書が検定に合格しております。F 社においては 2001 年に検定合格した際、戦争賛美の教科書だと、猛烈な不採択活動が起きています。新しい歴史教科書をつくる会に対してもまたしかりです。

そしてまた、ことしも賛否両論が交わされていると。ただ、そんな渦中に子供たちがいる。子供たちがそういう渦中に置かれていることは紛れもない事実だと。こういった中、教育長として歴史教科書に関しての総括的な所見をお伺いしようと思ったわけですが、先日、前任者の質問に対し、市教育委員会としてあるべき歴史分野、公民的分野の教科書についての答弁を聞かせていただいたので、これを割愛しまして、視点を絞った質問をさせていただきたいと思います。教科書採択の権限というのは市町村教育委員会や学校長によります。ただし適切な採択を確保する理由で都道府県教育委員会として採択の対象となる教科書についての調査研究をし、採択権者に指導、助言、援助することになっています。この県教育委員会からの指導、助言、援助というものに対し、座間市教育委員会としては真摯に受けとめつつも独自の考え方も取り入れながら採択していらっしゃるのか、そうでないのかお伺いします。

また、先日の答弁の中で、公正・公平な立場に立ち、座間市の生徒に最適な教科書を採択すべく、現在は採択権者及び調査員が粛々と一心不乱に調査中でありますと言っておられました。この採択権者、調査員というのはどういった方々で構成され、公平に適正な採択を行うために市教育委員会としてはどういったツールというか、基準というか、ガイドライン、そういったものを持って使われて行われているのかお伺いします。

次に、性教育についてお伺いします。昨今、過激な性教育だと指摘される出来事が相次いでおります。小学校低学年のとき、既に避妊具のつけ方を教える学校あり、性器がついた裸の人形を使って性交を教える学校もある。ここで私が思うのは、先ほど歴史の教科書同様、教える側の大人の主義主張、あるいはえてして過激な判断によって子供たちは性について学ぶというよりも学ばされているということです。こういった性教育について、小泉首相は3月4日の参院予算委員会で、「ひどい、もっと考えてもらいたい」と不快感をあらわし、政府として是正する考えを表明した。首相と中山文部科学相は、過激な性教育やジェンダーフリー教育について中央教育審議会に取り上げる意向を示しました。それを受け、文部科学省は7月から都道府県教育委員会を通じて全国の小・中学校など実態調査を実施することを決め、調査と並行して都道府県教育委員会からヒアリングも実施するほか、ホームページなどで一般からの意見を募る方針であり、来月7月をめどに調査結果を取りまとめ、中央教育審議会に報告するとされております。座間市の子供たちを導く公の長である教育長のこういった性教育現場での出来事あるいは政府の対応について総括的なご所見をお伺いしたいと思います。

また、教科書採択と同じように、こうした性教育の補助教材的なものの選定はどうなっているのか。教材はすべて県の指導により提供されているものなのか、座間市独自に教育委員会で選定されたものなのか。また、あるいは学校任せになっているのか、それとも各学校の先生任せになっているのか、こういったことをお伺いしたいと思います。

また、学校任せあるいは先生任せになっているのであれば、使用教材に関する報告が教育委員会の方にあるのかお伺いし、以上で1回目の質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔答弁〕 星野市長

沖本議員のご質問にお答えを申し上げたいと存じます。

国が示した地方行政改革の指針の関係で何点かお尋ねをいただきました。基本的に沖本議員としては、一方的に国の押しつけということであってはならないと、そんなふうなお話がありました。私どもは既に第四次行政改革大綱まで入ろうとしている段階でございます。今日まで座間市は座間市なりの行政改革を推進してきたと、こういう自負を持たせていただいております。今回の国の指針等を見させていただきましても、当然、内容によっては、私どもの、いわゆる基礎的な自治体の現状にそぐわないような、そういう指針も存在していることも事実でございます。この地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の総務省通知、この関係につきまして、既に私どもの方としては、庁内の全課にその検討を指示をさせていただいております。それは、やはり私どもとしても新たな認識の上に立って、今後、取り組みをしていかなければいけない課題と、そういうものについてはさらに認識を深めながら本市の行政改革の推進に当たっていかなければいけないわけございまして、それぞれ項目について本市に置きかえて、十分検討をするよう指示をさせていただきました。

当然、やはり所管内事項に限らないで、全庁的な視点の上で改革改善が進められるということが必要であるわけございまして、みずからの所管の範囲にとどまらない部分、そしてまた、逆に所管外のそういうセクションにおきましても、改善改革への忌憚ないさまざまな意見を出していただくと、そういう全庁的な形での取り組みをいたしていく考えでございます。今現在、そういう基本的な考え方の中で本指針を受けとめて、十分精査して、プランの実効性を持たして第四次行政改革大綱の策定を今進めているところでございます。そして、さらに充実をすべき18年度からの実行計画に着手をさせていただきたいと、こんなふうな考え方を持たせていただいております。

国の集中改革プランの関係の公表の考え方についてお尋ねをいただいたわけでございますが、今、お話し申しましたように、各課、全庁的な形で今検討させていただいているわけございまして、第四次行政改革大綱の中に取り組むべき事項があれば、それはしっかりと位置づけをさせていただきたいと、こんなような考え方でおります。そういうふうなことについて踏まえながら、検討結果等をまとめて市民の方々に公表をしていきたいと、このように考えております。市の方としての進め方等の関係でお尋ねをいただいたわけでございますが、今、お話し申しましたような基本的な考え方でしっかりと行政改革に取り組みをいたす考えでございます。

それからまた、特殊手当等を含めた見直しのお話がありましたけれども、これは確かにご指摘いただいているように、さまざまな地方自治体での現状にそぐわない、そういう状況の問題であるわけございまして、私どもの方としても、給与制度やその運用などについて、適宜、適切な見直しを必要とするものはしていかなければいけない、こんな考え

方を持たせていただいております。十分精査をさせていただいて、過日も前任者にご答弁を申し上げましたけれども、労使の関係を基本として、話し合いをさせていただきながら必要なものについては見直しを図らせていただきたいと思いますと存じております。

それから、公務員の福利厚生事業の関係でございますけれども、この関係につきましては、ご存じのとおり、地方公務員法第42条の規定によって定められている部分でございます。特に職員厚生会等の関係でもございますから、担当の方からご答弁を申し上げたいと存じております。

指定管理者の関係で、作業の状況等のご質問をいただいたわけでございますが、私の方から言うまでもなく、来年の4月からこの具体的な指定管理者制度を進めなければいけないことは言うまでもないところでございます。今、現時点で私どもの公の施設のうちで委託等しておりますそれぞれの施設について精査をさせていただいている段階でございます。現在、22施設程度、制度導入に対しての検討を加えなければいけない状況でございます。今、さまざまな角度から検討を進めている状況でございます。今の段階では、12月と3月に必要とする条例等を議会に提案をさせていただきたいと、こんな考え方を持たせていただいております。

国の指針の関係で、他団体とか比較可能な指標の公表の関係でお尋ねをいただいたわけでございますが、これは一言でいえば、この行政改革を推進していく上では、いつもお話を申し上げていますように、市民理解、市民協力なくして推進をすることは不可能であります。そのような市民理解、市民協力をいただくためには、いかに市民にわかりやすく理解を得られやすい情報の作成に努めなければいけないわけでございます。そのような考え方を基本にして、今後、公表の資料等を作成をさせていただき、市民に公表をしながら、ご協力、理解を高めて、一層の行政改革を推進をしていきたいと、このように考え方を持たせていただいております。

さらにまた、開かれた議会ということでご質問をいただいたわけでございますが、ご質問の中ではさまざまなお話をなされていたわけでございますが、議会と私どもは絶えず相互牽制の関係であるわけでございます。それはそれとして維持をしていかなければいけないわけでございますが、議会の、開かれた議会、そういうものにつきましては、私としても全く口を挟むものではありません。ただ、そういうものについて議会の皆さんと必要な部分について協議を深めながら、お互いに開かれた議会を実現していく、そんなふうなことが必要だろうと思っております。議会からさまざまな協議があれば、私もそれに向かつての対応をしていく考え方でございます。

花とうるおいのある緑地づくりの事業の拡大と支援策等について基本的な考え方を求められました。今、例えば、私どもの方の公園緑政課、公園関係の部分、こういう部分での花のうるおいのあるまちづくりを進めております。もう一つは、道路整備課等でも対応を進めている実態でございます。直接的な形と、さらにご質問の中にもありましたように、地域の皆さんやさまざまな方々がこの花いっぱいのあるまちづくりへの賛同を

いただいております。そういう形で、徐々に花植えの輪が市内に広がってきていると。地域でのコミュニケーションが深まりつつある。こういうことで、さらなる拡大に努めていかなければいけない、こんな考えでございます。

そのような拡大をしていくために、今、例えば一つの考え方でございますけれども、例えば希望される配布、花の苗とか、そういうものを希望される方々もこれからふえていく状況もあろうかと思っておりますから、一つとしては、市の苗場なども確保していくことが必要なのかなという考え方を持たせていただいております。できれば、近々そのような苗場などを確保させていただいて、苗の育成やそういうもののために対応しておきたいと、こんな考え方も持たせていただいております。

それから、もう一つは、沖本議員もお話しになっておりましたけれども、私どもの基本的な考え方として、労働力の提供をしていただいた方々、そういう花壇に協力をしてくださった協力企業名等を掲げる、そういうふうなことの考え方を持たせていただいております。これにつきましては、今、支援システムの要綱制定をさせていただいているわけでございます。なるべく早い時期に制定をさせていただいて、よりこれからの協力を求めるための実効性を高めてまいりたいと存じます。広報等で近々PRをさせていただきたいと、このように考えます。

それからまた、6月1日号でございましたけれども、街かど花づくり運動ということで市民の方の参加募集をさせていただいております。こんなふうなことで、着実に一つ一つ事業展開をしながら市民の方々の参加の拡大、さらには事業の拡大、そして、それを必要とする支援策の拡大、そういうものの体制をしっかりとつくりながら対応を進めてまいりたいと存じております。

以上でございます。

〔答弁〕 村上総務部長

私の方からは、地方公務員法第42条に規定されております職員の福利厚生事業についてお答えさせていただきたいと思っております。

基本的に、既にご存じだと思いますが、同条で規定されております内容につきましては、地方公共団体は、職員の健康、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないと厚生制度について定めております。こうした中で、職員の保健、元気回復などにつきましては、職員の福利厚生事業ということで職員厚生会にお願いをしているところでございます。その福利厚生事業につきまして具体的なものについてはどんなものかと、こういうお尋ねでございますが、職員の健康管理のために措置として人間ドックの利用にかかわる助成、それから、元気回復のためということでレクリエーション、各種スポーツ大会、それから指定旅館利用、観劇、スポーツ観戦などへの助成事業を実施しているところでございます。いずれにしましても、福利厚生事業に対しま



す助成金等の管理運営につきましては、その目的に合った適切な執行がされていると、このように考えておりますけれども、今後とも助成金の適切な、適正な執行に管理監督をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

〔答弁〕 金子教育長

教育委員会の方に大きく2点のお尋ねをいただきました。

まず1点目が、教科書採択についてのお尋ねでございました。県の教育委員会からの指導、助言、援助というものに対し、座間市教育委員会として独自の考えを取り入れて採択をしているのかどうかというお尋ねでございます。教科書の採択に当たりましては、神奈川県採択方針及び採択基準に基づきまして、座間市として座間市の子供たちにとって最適な教科用図書を採択すべく、座間市教科用図書採択検討委員会を設置をし、教科書調査員、学校調査員による調査資料をもとに調査研究し、資料を教育委員会へ報告しております。教育委員会といたしましては、神奈川県における教科用図書の資料も参考にすることはもちろんですが、採択検討委員会の報告を受け、本市の子供たちにとって基礎基本の充実に資することができ、生きる力をはぐくむことができる教科用図書であるかどうかを、十分調査研究して採択を進めてまいりたいと考えております。

採択権者、調査員はどういう人たちで構成をし、座間市の教育委員会としては基準、ガイドライン的なものを持っているのかと、そういうお尋ねをいただきました。採択権というのは、あくまでも教育委員会にございます。したがって、採択権者は教育委員の皆さんです。また、調査員につきましては、本市で実際に教鞭に当たっております経験豊かな教職員に県から提示された資料を参考にして公正適正に教科用図書の調査研究をお願いしているところでございます。基準、ガイドラインについてのお尋ねでございますが、教育委員会といたしましては、教科書編集新書、あるいは県における教科用図書の調査等を資料といたしまして、18年度使用中学校教科用図書調査研究の観点、教科種目別の観点、こういったものをもとにいたしまして調査研究を進めておるところでございます。

大きな2点目に、性教育のお尋ねをいただきました。性教育を進める上で教材の扱いはどうなっているのか。そして、座間の子供たちをどう導くのか。性教育についての総括的な所見を尋ねられました。近年、児童・生徒の体格は向上して、性的な成熟も早まってきております。また、性に関する情報のはんらんでありますとか性犯罪に巻き込まれる場合が見られるなど、児童・生徒を取り巻く社会環境が大きく変化しております。このような中で、成長過程において性に関する課題と直面する児童・生徒に正しい知識や行動選択を身につけさせることは、大変、重要なことであると考えております。昨今、学校において行き過ぎた性教育の授業が行われているとの報道もございましたが、神奈川県教育委員会では、平成16年2月に公立小・中高等学校及び盲聾養護学校を対象に、学校における性教育の実態調査を行いました。座間市教育委員会としましては、市内小・中学校長あてにその調査結果の概要を送付するとともに、児童・生徒の発達段階に応じた計画的な性教育の

推進に努めているところでございます。

市内の小・中学校におきましては、すべての学校が学習指導要領及び平成11年3月に文部科学省が発行いたしました学校における性教育の考え方、進め方、これに基づいて発達段階に応じた指導をしております。また、授業の中で使用する教材、教具につきましては、県の指導による統一されたものや座間市独自のものはございません。これにつきましては、担任が養護教諭などとも相談の上、日本学校保健会、文部科学省からのビデオを使用するなど、適切な教材、教具を使用しております。また、使用する教材について教育委員会の報告は求めてはおりませんが、市内小・中学校の教員を対象として年2回の性教育研修会を実施し、一人一人の教員としての資質を高めるよう指導しております。平成16年度の第1回目は、県から担当指導主事を講師として迎え、学校における性教育の考え方、進め方について研修を行いました。第2回目は、指導案、指導案と申しますのは、1時間ごとのどう指導するかという計画でございます。この指導案作成の段階から、座間市教育委員会及び県の指導主事と内容を十分検討した上で中学校を会場として性教育の公開授業を行い、性教育の授業のあり方、進め方について研修を行いました。

学校における性教育は児童・生徒の人格の完成と豊かな人間形成を目標とし、人間の性を身体的側面、精神的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、発達段階に応じて科学的知識を与えるとともに、児童・生徒が生命尊重、人間尊重等の精神に基づく異性観を持つことによってみずから考え、判断し、意思決定の能力を身につけ、適切な行動をとれるようにすることと考えておりますので、今後とも家庭や地域とも連携を図りながら、適正な性教育の実践に努めてまいりたいと考えております。

〔質問〕 沖本

再質問させていただきます。

地方行政改革指針につきましては、本当に細かいところまで言っていただきましてありがとうございます。ちょっと気になるところで言わせていただきますけれども、厚生事業のところではいいますと、先ほど厚生会の方で助成金だとか、いろいろ計画を立ててやられているということなのですからけれども、またそれを善しあしというか、ちょっと変な言い方になりますけれども、他の地方自治体と比べて云々とか、そういったところの基準みたいなものがあるのかどうかということ。それとあと、当然、繰越金とか発生すると思うのですけれども、そういった使われ方等をちょっとお伺いしておきたいと思えます。

それから、行政改革指針に関しては、中項目ぐらいで挙げると、大体30項目ぐらいに分かれると思うのですが、その一つ一つの項目、当てはまらない項目も多分あると思うのですけれども、それらの項目に対して座間市としてどうやって取り組むのか、現状はどうなっているのか。それに対してどうやっていくのか。そういう実行計画、先ほどお話の中に出てきましたけれども、そういった実行計画などを立案したものが表か何か整理されて、全庁で取り組むということなので多分やられるのだと思うのですが、そういったことが全

職員に周知徹底しなければならないのももちろん思っているのですけれども、そういったやり方、既にお考えであればその概要で教えていただきたいのと。またそれを、じゃあいつまでにやっていくのかということをお伺いしておきます。

それから、開かれた議会についてですけれども、星野市長の議会に対する発展的なお考えをいただきましたので、この件に関しましては、先ほど述べたように、議会運営委員会の中で当然お諮りいただくように、まずは会派の中で十分論議して考えていきたいと思っています。実際、先ほど述べた地方行政改革指針の、これ平成9年のものですが、その中にもやはり例ですけれども、夜間議会の開催など住民の関心が高まるような議会運営に努めるなど、地方議会の一層の活性化を推進するというふうに言われていますので、こうした指針ももう一度踏まえて、もちろん会派の中で考えて、また、議会運営委員会の方にお諮りするよう検討してまいる所存ですので、よろしく願いいたしたいと思います。

それから、明るく住みよいまちづくりについてですけれども、こちらの方も、いろいろと事業の拡大であるとか市民参加のことをいろいろ考えていただいているので、また、どんどんどんどん市民の皆さんが参加できるようにPRも考えて取り組んでいただきたいと思いますというふうに存じます。

それから、学校教育のところですが、本当に教育長の方からこれでもかというぐらい詳しく教えていただいたので、私、何も言うことはないのですけれども、ただ一つ、教材採択に関してですけれども、その中身は十分わかって、ごめんなさい、教材採択ではなくて性教育の方にいきますと、やっぱり先ほどちょっと触れられたと思うのですが、保護者であるとか、市民により開かれたものにしていくことが重要なというふうにちらっと述べたと思うのですけれども、そういうやり方を実際に今後どう考えていくかというのを最後にちょっとお聞きして、2回目の質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

〔答弁〕 星野市長

国の方の総務省の方からいただいております指針と、今後、私どもの第四次行革大綱との整合的な部分でございますけれども、整合が難しいという部分でご理解をいただきたいと思いますが、例えば、国の方としてPFIの適用の活用というのものも一つあります。これは今後の課題としてはわかるのですけれども、それを一つの大綱の中に位置づけをするということは少し時期尚早かなと、そんな感じを受けております。

それから、独立法人、これも私どもの方としての行革大綱の中ではなじまない部分かなと思っています。それから、第三セクターの抜本的な見直しという項目もございます。こういうものも存在をしまして、それから、中央公社の経営健全化という、これも確かに小さい意味での私どもの公社という問題はありますけれども、このとらえ方の中央公社というとらえ方とはちょっと相違する面も存在しているわけございまして、そんなふうな問題と、さらには基本的にはそんなところございまして、それからまた、出先機関の見直しとかという項目も存在をしております。それから、市町村への権限委譲、これは

市町村への権限委譲ですから、これは県段階におけるそういうものも入っているわけでございます。そういうふうなことの項目については、私どもの第四次の中にはなじまないといえますか、入れることも必要性は初めからない、こういう状況でございますから、ご理解をいただきたいと存じております。

開かれた議会のご意見として伺ったわけでございますが、よくまたご協議をいただければと思っております。

〔答弁〕 村上総務部長

再質問でございますけれども、厚生事業にかかわります関係で他の地方公共団体等との均衡といえますか、そういった関係から基準はあるのかというお話でございましたけれども、これが1点目でございます。それから、繰越金等の取り扱いというお話が2点目でございますけれども、1点目の基準ということにつきましては、基本的には地方公務員法に基づいた中での事業、こういったものを取り組んでいるというのが現状です。その一端としましては、保健という関係では、やっぱり身体検査だとか、そういった人間ドックの助成だとかそういったものに助成と、こういうふうなことになっています。それから、元気回復につきましてはレクリエーション等と、このような形での対応で事業を実施しているということでございます。それから、繰越金の関係でございますけれども、基本的に歳入構成、歳出構成をお話ししなければと思っておりますが、歳入につきましては助成金ということで、この助成金の補助金の主なものにつきましては、市の補助金で約1,296万円ほどいただいています。それは、歳入の合計額が4,774万2,000円ほど厚生会の歳入がございします。それと、構成比を割り出しますと約27%余、それから、自主財源で3,447万6,000円ほどでございます。その内訳といたしましては、会費が、職員の会費でございますけれども、これは1,935万2,000円です。雑入といたしまして厚生会事業で生命保険事業を行ってまして、事務手数料、それから各事業の個人負担金、こういったものが大体1,350万円ほどでございます。自主財源合わせまして会費等で約3,285万2,000円ほどになっております。この構成比は大体68%、約69%に上ってございます。こういった歳入の構成でございまして、支出につきましては、それぞれの事業を展開いたしまして、通常、大体4,600万円ほど使ってございます。繰越金が大体、年度当初、決算で約200万円前後出ることとなっています。この繰越金の200万円の使い方につきましては、年度当初、4月並びに5月までの市の補助金にしる、厚生会の会員の会費が入るまでの間、どうしても年度当初支払いのものがございします。こういったものに何かといえますと、法人税だとか法人事業税の支払い、それから、慶弔費等の共済給付金、それから、評議員等の傷害保険だとかの加入料、こういったものが年度当初でございます。こういったもののために厚生会としては、年度当初、その程度の繰越金を活用させていただいております。このような状況でございますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

〔答弁〕金子教育長

性教育についての再質問をいただきました。学校と家庭とが協力する、そういった開かれたものにしていくことが大切だろうというような趣旨と受けとめをさせていただきました。性教育の場合には、例えば1クラス40人がいた場合に、ある部分は一斉指導ができるものであります。ある部分については、個々が全く違った指導をしなければならないという、そういう側面を持っているものでありますので、まず、オーソドックスな授業形態といたしますか、取り組みとしては、まず、子供がどういう状況にあるのか、一人一人。家庭がどういう状況にあるのかの把握が必要だろうというように思います。それを把握した上で、一斉指導がどこまでが可能なのか。そして、一人一人に指導しなければならない、あるいは養護教諭が指導しなければならないというところはどうか、そういうような慎重さが必要だろうというように思います。終わりました、授業が終わった後はこういう授業をしましたと。お父さん、お母さん、どうぞご協力くださいという、これが大切だろうと。連絡をして、学校と家庭が一丸となって指導を進める。大体こういうような形がオーソドックスな形であろうと思います。ある部分を割愛したり、ある部分を大きくしたりというような流し方はあろうかと思いますが、そのような形で進めさせていただいております。